

石油・天然ガス開発事業  
推進に係る  
政策要望

2021年5月

石油鉱業連盟



石油・天然ガスは、カーボンニュートラル社会への移行期にあっても、引き続き重要なエネルギー資源であり続ける。従って、3E+S の一であるエネルギー安全保障の観点から、石油・天然ガスの自主開発の重要性は変わらず、石油鉱業連盟は、新たに策定されるエネルギー基本計画の下、自主開発比率の向上を通じ、石油・天然ガスの安定供給確保を連盟の第一の使命とし、我が国のエネルギーセキュリティ強化に貢献する。同時に、当連盟で策定し3月に公表した「気候変動対応ビジョン ～カーボンニュートラル実現に向けて～」のとおり、当連盟は、地球温暖化問題に対応するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。

当連盟は、CCSをはじめとする気候変動対応および自主開発比率向上に向けての石油・天然ガス開発という2つの目標を掲げ、これらを達成するために、本年度の政策要望を取りまとめた。以下の要望について、早急なご検討とご対応をお願いしたい。

## I 気候変動対応に関する要望

### 1 CCS 事業推進

今後の国内外での石油・天然ガス開発や 2050 年カーボンニュートラル実現には CCS 実施が不可欠である。しかし、資源・燃料分科会の報告書にも記載のとおり、我が国では CCS 事業への支援策がない。現状 CCS 事業自体は直接的な利益を生まないため、CCS 実施のための多額のコストは民間会社の事業活動にとって大きな圧迫要因となり、これが CCS 推進の大きな阻害要因となっている。ついては、2050 年カーボンニュートラル実現のためにも政府において CCS 推進戦略を策定し、CCS 事業への以下の支援策を含め、CCS 事業推進を政府全体で強力に進めていただくことを要望する。

#### (1) ファイナンス

##### ①CCS 事業への JOGMEC 基準の明確化・追加

CCS 事業に適用される出資採択基準（環境価値の算出方法）の明確化および環境価値を考慮したハードルレートの設定を要望する。併せて、JOGMEC 関連規定（業務方法書、債務保証細則等）において、CCS 関連経費を石油・天然ガス開発事業の債務保証対象に追加することを要望する。

##### ②JOGMEC 出資プロジェクトの CCS 案件への支援

通常の対象事業費と同様に FS から FEED、EPC までの出資比率相当またはそれ以上の高率出資による 75%程度までの負担を円滑に適用するための柔軟な制度運用を要望する。

##### ③JOGMEC 出資のないプロジェクトの CCS 案件への支援枠組みの整備

- 1) JOGMEC の現行スキーム、あるいは JOGMEC の新たな支援スキームによる民間の E&P 事業に関連する CCS の候補となり得るエリアの地下評価に対

する資金及び技術支援制度の策定を要望する。

2) 実証試験への参加や補助金等の支援を要望する。

3) EPC 及び操業にかかる費用に関しても、規模等も踏まえて、出資等、支援の枠組みの検討・策定を要望する。

#### ④CCS 単独事業への支援

現状の法制度では、JOGMEC からの海外 CCS 単独事業への支援が難しいことが想定されるので、法改正により、JOGMEC の役割を上流の事業の継続に貢献するような CCS 事業への拡大を要望する。

#### ⑤CCS 事業に見合った補助金制度の創設

大規模投資（数百億円規模）を必要とする CCS 事業に適した補助金制度の創設を要望する。

#### ⑥JBIC 融資において地球温暖化対策案件への優遇制度の延長、拡大

金利面で優遇のある「質高インフラ環境成長ファシリティ」は 2021 年 6 月までの時限制度であり、延長及び適用範囲の拡充（CCS や大規模植林を行う LNG 開発プロジェクト並びに温暖化対策用の水素やアンモニア製造案件にも適用すること）を要望する。

#### ⑦調査井掘削を含む貯留適地調査（適地調査の初期目標であった 1 億トン超の貯留規模を持つ複数個所の適地抽出）の国等による早期実施

有価物を生まない CCS において、調査井の掘削を伴った貯留適地の抽出は、国等の全面的な資金提供がない限り、民間の発意と費用負担により調査井の掘削が行われる可能性はない。本調査について、初期目標の達成を目指した国等による早期実施を要望する。

#### ⑧国内の枯渇油ガス田を対象とした CO<sub>2</sub> 貯留適地調査実施への支援

国内の枯渇油・ガス田を対象とした CO<sub>2</sub> 貯留適地調査の実施に対する支援を要望する。

### ⑨CCS のモニタリング支援

CCS プロジェクトの遂行においては、確実に CO<sub>2</sub> が貯留されていることを確認するためのモニタリングが重要となる。この CO<sub>2</sub> の圧入後のモニタリング業務への JOGMEC 支援を要望する。

### ⑩ODA（有償資金援助）における地球温暖化対策枠（CCS、水素・アンモニア等）の創設

途上国政府側では、地球温暖化対策案件の優先順位が（低利優遇だけでは）上がりにくいと思われるため、地球温暖化対策案件の供与枠を別枠で設けることを要望する。

### ⑪大規模 CCS 国家プロジェクトの推進

CCS は技術・ロケーション・資金等の多くの課題があり、更にカーボンクレジット創出等との結びつきなしには、民間企業にとってはプロジェクトの収益性を悪化させる要因となる。このため、大規模な事業を実施するには、国家レベルでの事業推進が必要である。他国の例に見られるように、日本においても国内外において、大規模な貯留とそれによるクレジットの創出を可能とする大規模 CCS 国家プロジェクトの立ち上げを要望する。

## （2）税制

### ①オープンイノベーション税制

国内または海外で CCS、水素・アンモニア事業等を行う法人に出資した場合において、その株式取得価額の 25%を所得控除できる制度（オープンイノベーション促進税制と同様の税制）の創設を要望する。

### ②試験研究費の税額控除割合の拡大

国内において CCS、水素・アンモニアに係る実証実験等を行った場合の試験研究費の税額控除割合の拡大（現行 6%~10%を 20%~30%に拡大）を要望する。

### ③海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の拡充

資源開発事業法人および資源開発投資法人が、CCS 等の脱炭素化対策を実施する場合は、コスト増加に伴うプロジェクト採算悪化リスクを軽減すべく、当該法人（準備金積立割合 20%）に対し、資源探鉱事業法人および資源探鉱投資法人と同じ準備金積立割合（50%）とすることを要望する。

### ④JCM クレジット償却時の税インセンティブ付与

JCM クレジットを償却する際、税によるインセンティブ（地球温暖化対策税の還付など）を付与することを要望する。

## （3）技術

### ①CCS 事業チェーン（CO<sub>2</sub> 分離回収～輸送～貯留～モニタリング等）における継続的な技術開発支援

産業活動等から排出される CO<sub>2</sub> の貯蔵や利用を促進するためには、競争力のあるコスト低減のための技術研究開発（例えば、船舶輸送により荷揚げした液化 CO<sub>2</sub> を圧入・貯留地点まで輸送するパイプライン整備に係る技術課題に対する研究や、CCS 基盤技術である DDR 膜、ナノバブル、超臨界 CO<sub>2</sub> 発電技術等の商業規模へのスケールアップ、モニタリング手法、コスト低減のための技術開発）に対する支援を要望する。

## （4）クレジット

### ① JCM 制度の整備

経済産業省による、二国間協定締結国（特にインドネシア）における石油・天然ガス上流部門での CO<sub>2</sub> 削減への働きかけ、二国間協定未締結国（特にマレーシア）との交渉促進や、クレジット方法論策定費用補助の拡充を要望する。

また、環境省の補助金を活用して創出され現在国（環境省）に帰属している JCM クレジット（全体の 50%以上）を、第三者（国内・海外）への譲渡制限を課す（即

ち、自社グループ内が日本国内で償却する) ことを条件に、プロジェクト参画事業者へ帰属させることを要望する。

② カーボンニュートラル LNG・ガス販売における二国間・多国間クレジット制度の具現化

現状の地球温暖化対策推進法（環境省）及びエネルギー使用の合理化等に関する法律（経済産業省）の枠組みにおいては、海外でのオフセット量がカウントできないので、二国間・多国間クレジット制度の具現化等、これをカウントできるような改善を要望する。

## （5）法・制度

①CO<sub>2</sub> の地下圧入・貯留等に係る適用法規（鉱業法を含む）の整備

国内における CO<sub>2</sub> の圧入・貯留等に係る直接的・体系的な法的根拠は、陸域では法的根拠が存在せず、また、海域においては、海洋汚染防止法によりサイト閉鎖後も含め幾重にも監視体制の整備、履行が求められている。このような状態は、CCS の社会実装の大きな障壁となっているので、CO<sub>2</sub> の地下圧入・貯留等に係る適用法規(モニタリング等に係る規制の適切な設定を含む)の整備を要望する。

②CCS を民間企業による事業として成立させるための諸制度の整備

CCS は、インセンティブをはじめとする制度設計が未整備である。民間企業が CO<sub>2</sub> の分離・回収、輸送、貯留等に係る事業を行うためには、社会的な枠組みやルールを整備することが必要であるため、これらの整備を要望する。

## 2 脱炭素燃料活用等の推進

### （1）ブルー水素、ブルーアンモニアへの支援

ブルー水素・ブルーアンモニア事業の実証や事業化にあたって、JOGMEC 等による支援制度の整備と支援のための十分な予算確保を要望する。



また、現状の法制度では、上流事業を伴わない水素・アンモニア事業への JOGMEC からの支援が難しいことが想定されるため、JOGMEC の役割を上流の事業の継続に貢献するような水素・アンモニア事業まで拡大する等の法改正を要望する。

## (2) メタネーションへの支援

2050 年に都市ガスのほとんどを CO<sub>2</sub>-メタネーション由来とするためには、海外で再生可能エネルギーを活用した CO<sub>2</sub>-メタネーションを実施し、これによって製造されたメタンを液化 (LNG 化) して国内に輸入・使用する手段が当面有効と思われる。しかし、再生可能エネルギー由来の電力や水素価格に依存するメタネーションによるメタン価格へのインセンティブの賦与 (技術導入時や生産、購入時)、諸税の減免等の制度設計が未整備であり、その整備を要望する。

## (3) 森林保全への支援

森林保全による CO<sub>2</sub> 吸収の取組でカーボンクレジットを取得し活用するための森林保全事業の実現可能性調査に対する資金支援を要望する。また、カーボンクレジット創出に当たっては、日本主導の JCM (Joint Crediting Mechanism) だけでなく、既に REDD+プロジェクトの方法論を多数そろえている VCS (Verified Carbon Standard) によるカーボンクレジットの活用も要望する。

## II 石油・天然ガス開発推進のための要望

### 1. JOGMEC 関係

#### (1) 高率出資

探鉱出資案件の採択について、制度として高率(75%)出資があるにも関わらず、近年の新規事業では適用事例が無く、制度の運用面の改善が不可欠である。

国内資源開発は、エネルギー安全保障の観点からも、また、カーボンニュートラルの観点からも重要であるので、国内の新規探鉱、開発・生産段階の資産買収にあたり、JOGMEC による高率出資（75%）が運用されるよう要望する。

#### (2) 債務保証枠の拡大および柔軟な運用

プロジェクト継続、推進のための借入が必要となった場合に、JOGMEC による債務保証をタイムリーに受けることが可能となるよう制度の柔軟な運用と債務保証枠の 50%から 75%への拡大を要望する。

#### (3) 出資審査基準運用手続きの迅速性の確保

出資採択申請に際しては、年度予算承認の審査期間短縮や迅速性の確保を要望する。また、審査上時間が必要となる要因がある場合には、審査過程において双方がオープンに議論できるような対応を取ることを要望する。

#### (4) 海外地質構造調査の適用範囲拡大

海外地質構造調査、知見活用型海外地質構造調査に関し、具体的な探鉱操業活動(震探等物理探査データ収録・処理、層序試錐実施等)を行う前段階で実施する、既存データ等を用いた地質・物探総合評価にも制度適用が可能となるよう、適用範囲の拡大を要望する。

## 2. 国内資源開発

### (1) 補助試錐の対象として陸域の追加

現状、陸域での試掘実施は支援制度の終了によって困難な状況にあるが、国内探鉱における新たな知見が蓄積され、データ処理技術の改善もあって、陸域においても新たな探鉱対象構造が発見される事例も出てきた。この現状を踏まえ、国内陸域探鉱の更なる活性化のため海域のみとされてきた補助試錐の対象への陸域の追加を要望する。

### (2) LNG 地下貯蔵推進に対する支援策

現行の鉱業法では、輸入 LNG を地下貯蔵し排出することができないが、これを可能とすることによって、国産ガスが減少する中でより柔軟な需給対応が可能となり供給セキュリティ強化が可能となる。輸入 LNG の地下貯蔵・排出を可能とする法整備を要望する。

さらに、地下貯蔵したガスを排出するためには、そのエネルギー源としてクッションガスが必要となるので、このクッションガスの購入にあたって国の支援を要望する。

### Ⅲ 税制改正要望

#### (1) 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の延長・拡充

本制度（探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度）は、2022（令和 4）年 3 月 31 日で適用期限が到来するが、再生不可能な地下資源を対象とした鉱業の減耗特性に基づく基本的税制であり、石油・天然ガスを安定供給するために必要不可欠のものであるため、その延長ならびに以下の拡充を要望する。

- ①石油・天然ガス鉱床補填に至るまでのプロセス及び費用支出を踏まえ、権益取得費用、開発意思決定前費用（生産施設の概念設計費用、事業化可能性調査費用等）、生産施設取得のための費用を、新鉱床探鉱費用の対象範囲に加えること
- ②繰越欠損金を有する場合においても同制度を活用し投資を促進させるため、新鉱床探鉱費の支出額が特別控除限度額を超過する場合に、その超過額を翌期以降に繰り越せるようにすること
- ③国外子会社への出資比率の実態を踏まえ、国内鉱業者に準ずる者の認定要件である国外子会社への保有持分比率を現行の 50%から 20%に引き下げること
- ④プロジェクト毎に会社を設立することが多い実態を踏まえ、対象要件である青色申告書を提出する法人に、100%資本関係のあるグループ法人を追加し、100%グループ間で探鉱準備金を移転可能（準備金の使途にグループ間移転を追加）とすること

#### (2) 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の延長・拡充

本制度は、2022（令和 4）年 3 月 31 日で適用期限が到来するが、特定株式等の取得に対する損失準備金の積立を認めることにより、民間からのリスクマネー導入を促進するうえで有効とされており、海外における資源開発を促進するために必要不可欠な税制であるので、その延長ならびに以下の拡充を要望する。

- ①石油・天然ガス開発プロジェクトは、探鉱から生産開始となるまでに 10 年

以上要する実態を踏まえ、据置・取崩期間を現行の5年から10年に延長すること

②環境に配慮した石油・天然ガス開発プロジェクトの推進が強く求められ状況を踏まえ、資源開発事業法人および資源開発投資法人が、CCS等の脱炭素化対策を実施する場合は、コスト増加に伴うプロジェクト採算悪化リスクを軽減すべく、当該法人（準備金積立割合20%）に対し、資源探鉱事業法人および資源探鉱投資法人と同じ準備金積立割合（50%）とすること

### （3）CCS等脱炭素化事業促進に向けた税制度の創設

総合エネルギー調査会資源・燃料分科会等において、温暖化対策としてのCCUSやブルー水素・アンモニアの重要性およびその社会実装に向けた制度設計の必要性が指摘されているところ、今後、税制の観点からも、かかる脱炭素化事業の実証・商業化を促進する施策の検討・整備が必要であり、以下を要望する。

- ①海外投資等損失準備金制度で定める資源開発事業法人および資源開発投資法人が、CCS等脱炭素化事業を実施する場合は、資源探鉱事業法人および資源探鉱投資法人の準備金積立割合（50%）を適用すること。
- ②国内又は海外でCCUS、水素・アンモニア事業等を行う法人へ出資した場合において、その株式の取得価額の25%を所得控除できる制度を創設すること
- ③国内においてCCUS、水素・アンモニアに係る実証実験等を行った場合、その試験研究費の税額控除割合を拡大（6%～10%から20%～30%）すること
- ④JCMクレジットを償却する際、税によるインセンティブ（地球温暖化対策税の還付など）を付与すること

### （4）油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設

環境への関心の高まりから国際的に廃鉱に関する規制が整備されつつあり、特に近年は海外の石油開発契約等において、廃鉱資金の事前拠出を義務付けられるケースも増えていることを踏まえ、鉱害防止と環境保全を図り、プロジェクトの経済性を維持して探鉱・開発活動を萎縮させないためにも、油田・ガス田に対する廃鉱準備金制度の創設を要望する。

## (5) 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充

我が国石油・天然ガス開発企業は、産油・産ガス国において総じて非常に高い税率を課されているとともに、本邦税制上も二重課税を強いられていることから、次に掲げる方法によるこの負担の軽減を要望する。

- ①外国税額控除を制限する 90%シーリングの撤廃・緩和
- ②繰越期限に到った外国税額控除限度超過額の損金算入
- ③高率の外国法人税の一部を損金算入する計算方法の改善
- ④控除限度余裕額等の繰越期限の延長

以上

## 石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
株 式 会 社 I N P E X  
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社  
出 光 興 産 株 式 会 社  
三 菱 商 事 天 然 ガ ス 開 発 株 式 会 社  
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社  
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社  
サ ミ ッ ト エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社  
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
J X 石 油 開 発 株 式 会 社  
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社  
株 式 会 社 I N P E X ア ル フ ァ 石 油  
株 式 会 社 I N P E X サ ウ ル 石 油  
日 揮 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社  
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社  
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社  
丸 紅 株 式 会 社  
日 本 ベ ト ナ ム 石 油 株 式 会 社

## 大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社  
株 式 会 社 I N P E X  
J X 石 油 開 発 株 式 会 社  
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社  
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社